

風ニモマケズ

火災、地震、降雪

落雷トウノ

自然災害ニモマケズ。

住宅、倉庫

農作業所トウ

ノウカノタテモノヲ

シツカリ補償。

安心シテ農業ニ

取組ンデモラウタメニ。



万一の事故もしっかり補償、安心の暮らしをサポート

建物共済

任意共済「未来へつなぐ」サポート運動実施中

住まいる
火災共済/総合共済



火災・落雷などから
財産を守る

火災共済

1棟当たり建物と家具類合わせて**5万円～**

6,000万円まで加入できます

火災共済への加入でお支払いの対象となる災害は

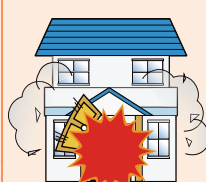
① 火災



② 落雷



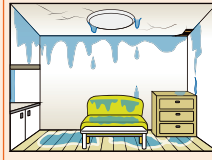
③ 破裂・爆発



④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、建物内部での車両等の衝突等（自然災害での損害は除く）



⑤ 給排水設備の事故による水ぬれ



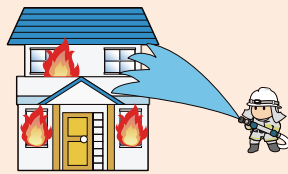
⑥ 騒乱等に伴う損害



⑦ 盗難によるき損・汚損
(警察への被害届けが必要です)



⑧ その他、火災時の消防活動による損害も補償の対象となる場合もあります



イラストはイメージです。

落雷事故が多発しています! 家具類の補償も見直しましょう

「建物」で補償されるもの	「家具類」で補償されるもの
エアコン・ボイラー・アンテナなど建物の設備でボルト等で固定されているものや建物と構造上・機能上一体のもの	テレビ・電話機・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジなどの家電製品で移動可能なもの

毎年、落雷による家電製品の被害が多発しています。テレビ、電話機などの家電製品は、家具類への加入がないと補償されませんので、住宅などと併せて加入されるようお勧めします。

火災共済では、自然災害および地震等(地震・噴火・津波)に起因する災害(⑨～⑪)

については対象になりません。

家財への被害は、家具類へ加入していないと対象になりません。

(総合共済についても同じです)



⑨ 地震・噴火・津波



⑩ 風水害・床上浸水



⑪ 雪害



火災共済への加入で災害があった場合の共済金のお支払いは

●加入金額(共済金額)が再取得価額の**80%以上**に加入されているとき

損害額 = **損害共済金(加入金額限度)**

●加入金額(共済金額)が再取得価額の**80%未満**に加入されているとき

例

再取得価額が2,000万円、加入金額(共済金額)が1,000万円の火災共済に加入。火災により住宅に600万円の被害があった場合。

$$600\text{万円(損害額)} \times \frac{1,000\text{万円(加入金額)}}{2,000\text{万円(再取得価額)} \times 80\%} = 375\text{万円(損害共済金)}$$



●再取得価額とは、同一の構造、質、用途、規模の建物を再建築または家具類を再取得するために要する額をいいます。加入金額が再取得価額を下回っている場合は、損害額を全額お支払いできない場合があります。

●損害共済金のほかに事故状況によって費用共済金が支払対象となる契約があります。詳しくは右ページの補償内容をご覧ください。

1年間の掛金の目安 (加入金額1,000万円の場合)

共済掛金等 (単位:円)			火災共済				
			基本契約	基本契約 + 臨時費用担保 特約(30%)	基本契約 + 小損害実損てん 補特約(50万)※	基本契約 + 臨時費用担保 特約(30%) + 小損害実損てん 補特約(50万)※	
一年間の掛金	普通物件	一般造	9,500	11,200	10,460	12,260	
		耐火造B	5,300	6,100	6,260	7,260	
		耐火造A	2,600	3,000	3,560	4,060	
	特殊物件一般	一般造	16,300	19,200	17,260	20,360	
		耐火造B	7,700	8,900	8,660	10,160	
		耐火造A	2,600	3,000	3,560	4,060	
	特殊物件割増	一般造	35,300	41,200	36,260	42,960	
		耐火造B	15,700	18,200	16,660	19,660	
		耐火造A	4,600	5,300	5,560	6,460	
補償内容	火災等	損害共済金	●	●	●	●	
		臨時費用共済金(特約)	×	●	×	●	
		費用共済金	①残存物取片付け費用共済金	●	●	●	●
			②特別費用共済金	●	●	●	●
			③損害防止費用共済金	●	●	●	●
			④地震火災費用共済金	●	●	●	●
			⑤失火見舞費用共済金	●	●	●	●
	⑥水道管凍結修理費用共済金	●	●	●	●		
	自然災害	地震等以外	損害共済金	×	×	×	×
			臨時費用共済金(特約)	×	×	×	×
		費用共済金	①残存物取片付け費用共済金	×	×	×	×
			②特別費用共済金	×	×	×	×
地震等		損害共済金	×	×	×	×	

注)・契約内容により●印の損害共済金・費用共済金がお支払いの対象になります。自動付帯の費用共済金①～⑥の補償内容は5ページをご覧ください。

・臨時費用担保特約、小損害実損てん補特約の補償内容は6ページをご覧ください。

・加入されている物件や契約内容によって共済掛金等が変わるため、表中の金額は目安となります。

※小損害実損てん補特約を付帯しているため、加入金額に関わらず特約分として960円が定額加算されています。30万円を選択した場合は、特約分として690円が定額加算されます。

物件別	普通物件	特殊物件一般	特殊物件割増
建物用途	住宅、アパート、農作業場、納屋、物置、畜舎、集会場(100坪まで)、自家用車庫など	併用住宅、店舗、事務所、神社、寺院、民宿、旅館、集会場(100坪を超える物件)など	料理飲食店、食料品製造加工場、木工・木材加工場など

火災・落雷などの他
地震・自然災害等
からも財産を守る
総合共済

1棟当たり建物と家具類合わせて**5万円～**
4,000万円まで加入できます

総合共済への加入でお支払いの対象となる災害は

① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、建物内部での車両等の衝突等



⑤ 給排水設備の事故による水ぬれ



⑥ 騒乱等に伴う損害



⑦ 盗難によるき損・汚損
(警察への被害届けが必要です)



イラストはイメージです。

⑧ その他、火災時の消防活動による損害も補償の対象となる場合があります



⑨ 地震・噴火・津波
(50%支払限度)



⑩ 風水害・床上浸水



⑪ 雪害



総合共済への加入で災害があった場合の共済金のお支払いは

①～⑧ 火災共済の支払いの場合と同じ(1ページを参照ください)

⑨ 地震・噴火・津波による損害の場合

例 再取得価額が2,000万円、加入金額(共済金額)が1,000万円の総合共済に加入。地震により住宅に損害割合20%の被害があった場合。

$$1,000万円(加入金額) \times 20\%(損害割合) \times 50\%(支払限度) = 100万円(損害共済金)$$

- ① 建物が支払いの対象となるのは、再取得価額の5%以上の損害を受けた場合に限り。
- ② 家具類が支払いの対象となるのは、建物に収容されている家具類の70%以上が損害を受けた場合に限り。
- ③ 損害共済金は、加入金額の50%が限度となります。(地震・噴火・津波が原因で火災が発生した場合も同様です)

⑩・⑪ 地震・噴火・津波以外の自然災害による損害の場合

例 再取得価額が2,000万円、加入金額(共済金額)が1,000万円の総合共済に加入。雪害により住宅に200万円の被害があった場合。

$$(200万円(損害額) - 10,000円) \times \frac{1,000万円(加入金額)}{2,000万円(再取得価額)} = 99.5万円(損害共済金)$$

- ① 建物及び家具類が支払いの対象となるのは、1万円を超える損害を受けた場合に限り。
- ② 損害割合が80%未満の場合は、損害の額より再取得価額の5%に相当する額もしくは1万円のいずれか低い額を差し引いて、損害共済金を算出します。(損害割合が80%以上の場合は、損害の額で損害共済金を算出します。)



- 加入金額が再取得価額を下回っている場合は、損害額を全額お支払いできない場合があります。
- 損害共済金のほかに事故状況によって費用共済金が支払対象となります。詳しくは右ページの補償内容及び5～6ページの補償内容をご覧ください。

1年間の掛金の目安 (加入金額1,000万円の場合)

共済掛金等 (単位:円)			総合共済				
			基本契約	基本契約 + 臨時費用担保 特約(30%)	基本契約 + 小損害実損てん 補特約(50万)※	基本契約 + 臨時費用担保 特約(30%) + 小損害実損てん 補特約(50万)※	
一年間の掛金	普通物件	一般造	26,400	29,800	30,360	33,960	
		耐火造B	23,300	26,100	27,260	30,160	
		耐火造A	21,300	23,700	25,260	27,760	
	特殊物件一般	一般造	31,500	35,800	35,460	40,060	
		耐火造B	25,100	28,200	29,060	32,360	
		耐火造A	21,300	23,700	25,260	27,760	
	特殊物件割増	一般造	45,400	52,300	49,360	56,860	
		耐火造B	31,000	35,200	34,960	39,460	
		耐火造A	22,800	25,500	26,760	29,560	
補償内容	火災等	損害共済金	●	●	●	●	
		臨時費用共済金(特約)	×	●	×	●	
		費用共済金	①残存物取片付け費用共済金	●	●	●	●
			②特別費用共済金	●	●	●	●
			③損害防止費用共済金	●	●	●	●
			④失火見舞費用共済金	●	●	●	●
	⑤水道管凍結修理費用共済金		●	●	●	●	
	自然災害	地震等以外	損害共済金	●	●	●	●
			臨時費用共済金(特約)	×	●	×	●
		費用共済金	①残存物取片付け費用共済金	●	●	●	●
			②特別費用共済金	●	●	●	●
地震等		損害共済金	●	●	●	●	

注)・契約内容により●印の損害共済金・費用共済金がお支払いの対象になります。自動付帯の費用共済金①～⑤の補償内容は5ページをご覧ください。

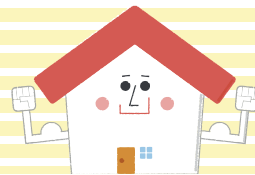
・臨時費用担保特約、小損害実損てん補特約の補償内容は6ページをご覧ください。

・加入されている物件や契約内容によって共済掛金等が変わるため、表中の金額は目安となります。

※小損害実損てん補特約を付帯しているため、加入金額に関わらず特約分として3,960円が定額加算されています。30万円を選択した場合は、特約分として2,350円が定額加算されます。

物件別建物用途等については、2ページの火災共済の欄を参照ください。

NOSAIの 5つの魅力と6つのサポート



5つの魅力

①積立部分がないので 掛金が安い!

(普通物件一般造の場合)

火災共済

1日わずか26円程で
1,000万円を補償します

総合共済

1日わずか72円程で
1,000万円を補償します

②多くが 加入!

多くの農家の
皆さんがNOSAI
の建物共済にご
加入いただいで
います

③新価で 充実!

建物・家具類・小
農器具などすべて
新築・新品価額で
補償します

(新価特約)

④補償が 大きい!

1棟につき
火災共済+総合共済
合わせて**1億円**
まで加入できます
(家具類・小農器具
を含みます)

⑤手続が 簡単!

万一事故の際の
請求に係る手続は、
NOSAIがお手伝い
させていただきます

6つのサポート

① 残存物取片付け費用共済金

残存物取片付け費用共済金は、費用が発生する場合に、その費用の範囲内でお支払いいたします。ただし、取片付け費用の請求書等が必要となります。(地震等による事故は除く)(損害共済金の10%限度)

② 特別費用共済金

全焼または80%以上の損害を受けたとき、加入金額の10%(200万円限度)をお支払いいたします。(地震等による事故は除く)

③ 損害防止費用共済金

火災等の事故で損害の防止・軽減に要した費用(消火薬剤詰替費用等)をお支払いいたします。(地震等による事故は除く)

④ 地震火災費用共済金

火災共済契約のみが対象で、地震等を起因とする火災の場合で加入建物に半焼以上の損害が生じたとき、加入金額の5%をお支払いいたします。

⑤ 失火見舞費用共済金

自分の加入物件から火災等が発生し、近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、1被災世帯あたり50万円(共済金額の20%が限度)をお支払いいたします。

⑥ 水道管凍結修理費用共済金

共済の対象である建物の専用水道管について、凍結によって損害(破損の損害をいいます。ただし、水ぬれ損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除きます。)が生じた場合、1回の事故につき、水道管凍結修理費用の額(10万円限度)をお支払いいたします。

※費用共済金不担保特約の契約には、6つのサポートはつきませんが、共済掛金等のご負担を軽減できます。

●NOSAIからのお願い

他の保険等の契約がある場合、またその後に契約された場合は、必ずお知らせ願います。ご加入された建物や家具類等に万一支払対象となる事故等が発生した場合は、すみやかにNOSAIへご連絡をお願いします。

各種特約を付帯できます



●小損害実損てん補特約

この特約を付けることで、損害の額が選択した実損害（30万円または50万円）以下の場合に、加入の付保割合に関わらず損害額と同額の損害共済金が受け取れます。

特約分として以下の額が共済掛金等に定額加算となります。

30万円付帯 火災共済 690円 総合共済 2,350円

50万円付帯 火災共済 960円 総合共済 3,960円

例

再取得価額が2,000万円、加入金額（共済金額）が1,000万円の火災共済に加入。
落雷により住宅に40万円の被害があった場合。

特約無 → 共済金 = $\frac{\text{損害の額}}{2,000\text{万円} \times 80\%} \times 1,000\text{万円} = 25\text{万円}$

特約30万円付帯 → 共済金 = 30万円

特約50万円付帯 → 共済金 = 40万円

損害の額が、選択した限度額を超える場合で、主契約による計算で損害共済金が選択した額に満たない場合は、選択した限度額を支払います。

小損害実損てん補特約を付帯できるのは次の条件の場合です。

- ①火災共済または総合共済に1,000万円以上の契約がある場合に付帯できます。
- ②共済責任期間が同一の同じ建物で火災共済と総合共済の合計が1,000万円以上の契約がある場合は、火災共済か総合共済のいずれかに付帯することになります。

※以下の場合はこの特約による損害共済金等をお支払いできませんのでご注意ください。

ア 地震等による損害 イ 自然災害による損害額が1万円未満の場合

●臨時費用担保特約

臨時費用担保特約とは、損害に伴う臨時の費用に対してお支払いを上乗せできる特約です。

臨時費用共済金は、10%、20%、30%の給付割合が選択でき、地震等以外の事故に対し、250万円を限度としてお支払いします。

また、加入者等が事故に直接起因し、被害の日から200日以内に死亡または、基準に該当する後遺障害を被ったときは、上記の臨時費用共済金のほか、共済金額の30%に相当する金額（1回の共済事故につき1名ごとに200万円を限度）を死亡・後遺障害費用共済金としてお支払いします。

●自動継続特約

自動継続特約の期間は、初年度を含め3～10年間の期間から選択できます。

●共済掛金等分割払特約

共済責任期間が1年で、かつ、共済掛金等の金額が3万円以上の場合には申込みの際、申出により共済掛金等を年2回または4回に分割して払い込むことができます。

ただし、全損事故等により共済関係が消滅する場合や、共済関係を解除する場合は、未払分の分割共済掛金等を全額払い込まなければなりません。

建物火災共済・総合共済重要事項説明書

この説明書は、建物共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、ここに掲載した以外にも大切な事項がございますので、ホームページや共済約款もご確認いただきますようお願いいたします。

また、ご不明な点がございましたら農業共済組合(以下「組合」といいます。)までお問い合わせ願います。ホームページ (<https://www.nosaimiyagi.or.jp/>) 又は、「NOSAI宮城」で検索してください。加入申込書の提出は、本書面を確認して行われたものとみなします。

1 契約概要のご説明

1 仕組み及び引受条件等

(1) 加入の申込み (契約の申込みと成立)

建物共済の契約は、加入される方が建物共済加入申込書に記入・押印して申込み、組合がその申込みを承諾したときに成立します。

(2) 補償の対象 (共済目的)

補償の対象は、建物及びその建物に附属又は収容する次の物です。

- ① 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの付属設備 (補償の対象としない旨の申出が無ければ、補償の対象となります。)
- ② 建物に附属する門・垣・塀その他の工作物 (補償の対象とする場合は、申出が必要です。)
- ③ 建物に収容されている家具類及び小農器具 (以下「家具類等」という。)(補償の対象とする場合は、申出が必要です。)

(注1) 建物であっても、構造、設備及び用途 (業種) などにより補償の対象にできない場合があります。

(注2) 次の物は補償の対象となりません。

- 道路運送車両法に規定する自動車
- 通貨、有価証券、預貯金証書 (預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。)、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- 貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
- 稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物

- 動物及び植物等の生物
- 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
- 船舶 (ヨット、モーターボート及びボートを含む) 及び航空機
- 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(3) 加入できない建物等

(次に掲げるものは、加入できません。)

- ① 空家 (通常居住するための家具類等が収容されておらず、すぐの再利用が不可能な建物です。また、管理が十分されておらず、損害防止義務を果たすことができないと判断される建物をいいます。)
- ② 建築中の建物、映画館、劇場、カラオケハウス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール (床面積330㎡以上の建物)、遊興施設、その他これらに類する建物
- ③ すでに一部に被害を生じ、いまだに復旧されていない建物
- ④ その他、上記と同等の危険が発生する恐れがあると判断される建物



(4) 共済金（損害共済金及び費用共済金）をお支払いする場合

① 損害共済金のお支払い対象となる事故（共済事故）は、次のとおりです。

ア. 建物火災共済の場合

火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突又は倒壊（自然災害の事故による損害は除きます。）、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触（自然災害の事故による損害は除きます。）、給排水設備の事故及び加入者以外の占有する戸室で生じた事故による水ぬれ（自然災害の事故による損害は除きます。）、建物の専用水道管の凍結により生じた破損（ただし、前記の給排水設備により生じた事故により水ぬれ損害が生じた場合を除きます。）、盗難により生じたき損・汚損、騒乱、集団行動による暴力・破壊行為（以下「火災等事故」という。）

イ. 建物総合共済の場合

前記アの火災等事故に加えて、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」という。）、その他これらに類する自然現象）

② 損害共済金のお支払い額

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なりますので、共済約款でご確認ください。なお、共済金額が共済目的の価額（共済価額）に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう共済価額いっぱいにご加入ください。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますのでご注意ください。

③ 前記の損害共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。詳しくは共済約款でご確認ください。

ア. 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費（損害共済金×10%が限度）をお支払いします。（地震等による事故を除く）

イ. 地震火災費用共済金

建物火災共済において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、建物総合共済においては、地震等事故について損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支

払いはありません。

ウ. 特別費用共済金

前記（4）①の事故（地震等による事故を除く）において、損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の場合、共済金額×10%（200万円が限度）をお支払いします。

エ. 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

オ. 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×50万円（共済金額の20%が限度）をお支払いします。

カ. 水道管凍結修理費用共済金

共済の対象である建物の専用水道管について、凍結によって損害（破損の損害をいいます。ただし、水ぬれ損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除きます。）が生じた場合、1回の事故につき、水道管凍結修理費用の額（10万円が限度）をお支払いします。

(5) 共済金をお支払いできない場合

- ① 共済掛金等を払い込みいただく前に生じた損害
- ② 加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ③ 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害
- ④ 加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取る場合において、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ⑤ 共済事故の際における共済目的の紛失又は盗難による損害
- ⑥ 共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害
- ⑦ 火災共済への加入の場合は、自然災害・地震等によって生じた損害
- ⑧ 加入者が損害通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ⑨ 加入者が正当な理由がないのに損害調査等を妨害したとき
- ⑩ 告知義務・通知義務又は重大事由等により契約を解除したとき
- ⑪ 加入者が必要な追加共済掛金等の払い込みを怠ったとき
- ⑫ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- ⑬ 加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠ったときなど

(6) 共済金を支払わない損害

次の事由によって発生した損害（これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます）に対しては、損害共済金を支払いません。

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震等（火災共済に限ります。なお、火災共済では地震等の災害に起因する火災事故について地震火災費用共済金をお支払いします。給付内容は5ページをご覧ください。）
- ③核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故

(7) 共済金支払いに関して付帯できる特約及びその概要

特約の名称	特約の概要
小損害実損てん補特約	損害の額が30万円又は50万円のうちから加入者があらかじめ選択した額以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。この特約は、建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以上の契約に付帯できます。また、建物火災共済及び建物総合共済（共済目的及び共済責任期間が同一であるものに限ります。）の共済金額の合計が1,000万円以上の場合における当該建物火災共済又は建物総合共済のいずれかに付帯することができます。
臨時費用担保特約	事故（地震等を除く）の際の臨時の出費のために損害共済金×加入の際に選択された給付割合（10、20、30%）をお支払いします（250万円が限度）。また、火災等事故により加入者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%（200万円が限度）をお支払いします。
費用共済金不担保特約	事故の際にお支払いする共済金は、損害共済金のみで、費用共済金のお支払いはありません。

2 共済責任期間

建物共済の共済責任期間は、組合が加入の申込み内容を承諾して加入者から共済掛金等の払い込みを受けた日の午後4時から開始します。ただし、共済証券にこれと異なる共済責任開始日が記載されているときは、その日から開始します。

なお、共済責任期間が始まった後であっても、共済掛金等の払い込み前に生じた事故による損害又はその事故に伴い生じた費用に対しては、共済金はお支払いできません。

3 契約条件（共済金額等）

(1) 契約の単位

- ①建物1棟ごとの契約となります。（家具類等も含めた場合も合わせて1棟となります。）
- ②家具類等は、契約建物に収容されている物に限り、家具類等単独での契約はできません。
- ③家具類等は、加入申込書において除外されている物を除き一式の契約となります。

(2) 共済金額の設定

- ①共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により制限が設けられています。
- ②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の価額いっぱいにご設定してください。共済金額が共済価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。

(3) 共済金額の設定条件

- ①建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。
- ②建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。
- ③共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。



2 注意喚起情報のご説明

1 告知義務・通知義務

ご契約時に加入者の方は、組合が告知を求めたものについて、事実を正確に伝えていただく義務があります。また、ご契約の成立後、申込書に記載された内容に変更等があった場合、遅滞なく組合へ通知していただく義務があります。これらの項目が事実と違っている場合又は事実を記載しなかった場合若しくはそれらを通知しなかった場合などは、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、建物共済加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。〔建物共済加入申込書の★印が告知事項で、☆印が通知事項です。〕

2 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- ③ 組合の加入者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があること

3 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく対応

組合は「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

3 事故が起こった場合の手続き等

1 事故が起こった場合の手続き

- ① 事故が発生した場合遅滞なく組合にご連絡ください。
- ② 共済契約者は共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③ 組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④ 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

2 共済金支払後の共済契約

- ① 損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の事故が発生したときは、その損害が発生したときに共済契約は消滅します。
- ② 損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

4 個人情報の取扱い

組合は、個人情報保護法に基づき、ご加入いただいた建物共済に関する情報について、引受・損害評価・損害防止・加入推進等の目的以外には利用いたしません。ただし、建物共済の異動処理及び共済金の支払手続き上、第三者への情報提供を行う場合があります。

5 加入者の皆様へ

共済掛金等の納入は、口座自動引落をおすすめしています。

現金での払い込みの場合は、加入申込みをされた方が、自ら当組合、指定金融機関及びコンビニエンスストアで払い込み下さい。職員による現金集金業務は、行っておりません。

加入金額の目安は

これなら安心!!



※この目安表は、建物の用途別の標準的な再取得価額です。材料や構造によって異なりますので、実勢価額に応じて加入してください。

1 建物価額の目安

用途	坪単価	用途	坪単価	用途	坪単価
住宅	50~55万円	土蔵	70~80万円	事務所	40~45万円
アパート	50~55万円	倉庫	20~25万円	車庫	10~15万円
住宅兼農作業場	30~40万円	農作業場	15~20万円	店舗	50~55万円
納屋・物置	15~20万円	畜舎	15~20万円	併用住宅	50~55万円

(上記単価は、下屋を含まない坪数に乗じてください。)

例えば

50坪で坪単価55万円の建物の再取得価額は？

$$\text{坪数 } 50\text{坪} \times \text{坪単価 } 55\text{万円} = \text{再取得価額 } 2,750\text{万円}$$

2 家具類価額の目安 (家具類のみの加入はできませんので、建物と合わせてご加入ください)

(単位:万円)

住宅延面積	上:世帯人数 下:うち大人人数	2人		3人			4人				5人以上			
		1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人以下	3人	4人	5人
66㎡未満 (20坪未満)	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
66㎡以上132㎡未満 (20坪以上40坪未満)	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
132㎡以上231㎡未満 (40坪以上70坪未満)	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
231㎡以上 (70坪以上)	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

※上表の数値は、世帯全体の家具類の再取得価額(基準価額)です。大人とは、18歳以上の世帯員をいいます。(ただし、学生を除く)

※大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円が加算されます。

万円

(例) 住宅延面積が
60坪の6人家族

40坪以上70坪未満で、世帯人数
6人、大人人数4人ですので、
上の表から家具類の再取得価額は
2,160万円になります。



「世帯主夫婦 おじいさん・おばあさん」 大学生 小学生
大人人数=4人

加入してよかった

3 小農器具価額の目安 (小農器具のみの加入はできませんので、建物と合わせてご加入ください)

農作業場や納屋、物置等に収容されている小農器具(苗箱・くわ・一輪車・スコップ・発電機等)もご加入できます。小農器具の価額は経営類型・経営規模にもよりますが、1農家当たり100万円が目安となります。

(農機具共済で加入できるものは対象になりません。)



●ご加入のお問い合わせ・お申し込みは **NOSAI** へ

下記の無料通話サービスをご利用ください。

(※おかけ間違いにご注意ください。また、つながりにくい場合は、代表番号または直通番号へおかけください。)

県南支所 0120-059-431 0224-63-2012(代) 県北支所 0120-818-413 0220-22-8413(直)

中央支所 0120-832-141 0229-87-8276(直) 本所 0800-170-6701 0229-87-8287(直)

備えの種をまこう。

安心のネットワーク
NOSAI
宮城県農業共済組合

2026.04